

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは、グループ企業に多種多様な利害関係のある株主、取引先、金融機関、地域社会等の皆様(ステークホルダーの皆様)と良好な関係を築き、信頼され続ける企業となるために、健全で効率的な経営を実現し、経営内容の透明性を高めるための仕組みとしてコーポレート・ガバナンスを一層充実してまいりたいと考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1 後継者計画の策定】

当社における後継者の決定は、指名・報酬諮問委員会にて候補者が社長に相応しい資質を有するかなどの協議を行い、取締役会に答申し、審議を諮り決定しております。また、取締役、執行役員及び経営幹部の育成を目的とした後継者計画については、経営戦略上重要であることを認識しており、今後、取締役会及び指名・報酬諮問委員会にて議論を重ねてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業戦略、取引先との業務提携、取引関係の維持・強化等の観点から、当社の企業価値向上に資すると判断する場合を除き、政策保有株式を原則として保有いたしません。

なお、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めます。保有する必要があると判断した場合は、事業戦略、業務提携、取引関係の維持・強化等の必要性について、毎年、保有する各株式の時価評価、ROE、配当利回りなどを精査し、取締役会において保有のねらい、合理性を検証しています。また、同株式に係る議決権行使については、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合や違法行為が発生した場合は、当該議案には反対するなど、当該企業の企業価値の向上、また、株主価値の向上につながるかを検討して議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、株主の皆様の利益を害することのないよう、法令の定め及び社内規定の定め等に基づき、取締役会にて承認を得ることとしています。また、取引を行った役員は、遅滞なく当該取引につき重要な事実を取締役に報告を行うこととしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。確定給付企業年金制度については、資産の運用を運用受託機関に委託しております。健全な財政運営の継続を図り、運用機関に対する適切な評価・選定の必要があることから、基金の運用管理に関する専門能力・知見を有する者を理事長として任用し、また各種研修への参加等により人材育成を図っております。運用面においては年金資産の運用状況を定期的にモニタリングすることで、企業年金の受益者と当社との間に生じうる利益相反に留意し、適切な運用環境の整備に努めております。なお、確定拠出年金制度の運用については、社員自ら行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は企業理念を「私達は創造的な知恵と技術で流体制御と自動化を革新し豊かな社会づくりに貢献します。」と定め、社会的責任の的確な遂行と事業の継続、発展を目的として努力してまいります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き  
・基本方針

企業価値向上への貢献意欲を高める制度とする

報酬の決定方法及び配分の妥当性を確保する

株式保有により株主と利害を共有できる制度とする

・決定のプロセス及び内容

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとします。

また、取締役の報酬種類別割合については、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成としております。株主総会において承認された範囲内で、指名・報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定しております。2021年度からは、透明性をより高めるために、決定のプロセス及び内容は、独立社外役員を議長とする指名・報酬諮問委員会の答申に従うことといたします。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

取締役及び監査役については、人格・見識に優れ、企業経営等に関する幅広い知識と経験を有している人物を選任しております。

社外取締役は、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに豊富な経験と高い知見に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物を選任しております。

なお、企業価値向上などに寄与していないと認められる場合、並びにコーポレート・ガバナンスの観点から職務執行の不正または法令等に重大な違反があった場合は、解任することとし、指名・報酬諮問委員会にて協議の上、取締役会において決定いたします。

(5)取締役・監査役については、個々の候補者とする理由を「定時株主総会招集ご通知」の「候補者とした理由」に記載しておりますので、ご参照

ださい。

#### 【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

##### 補充原則4-1-1

当社は、法令に定められた事項、定款に定められた事項、その他重要な業務に関する事項を取締役会の決議をもって決定すべき事項として「CKD株式会社取締役会規程」で定めており、これら以外の業務執行については、決裁権限を明確にした社内規定に基づき、その決定を取締役会から経営陣に委譲しています。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員を決定するにあたって、独立性を確保できる環境を整備することが、コーポレートガバナンスの維持強化に資するものと考えており、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社WEBサイトに開示しています。なお、詳細につきましては、「第101期定時株主総会招集ご通知」のP14「当社における社外取締役及び社外監査役の独立性基準」に記載しておりますので、ご参照ください。

#### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

##### 補充原則4-11-1

グローバル化をはじめとする市場環境の変化に柔軟に対応するため、ダイバーシティ経営などに積極的に取り組み、事業展開に不可欠な、経歴、知識、専門性に加え、海外経験、性別等、多様な価値観を有する幅広い層の人材を確保するという視点で指名・報酬諮問委員会にて協議の上、取締役会において決定するものとしております。スキル・マトリックスを「第101期定時株主総会招集ご通知」のP13「役員構成」に記載しておりますので、ご参照ください。

##### 補充原則4-11-2

役員の兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告・株主総会参考書類において記載しておりますのでご参照ください。また、その兼任の状況は合理的な範囲であります。

##### 補充原則4-11-3

当社は、取締役・監査役全員を対象とした第三者機関による取締役会の実効性評価アンケートを行っており、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、取締役会の構成及び運営、取締役・監査役に対する支援体制などを定期的に検証しております。

結果については、取締役会が形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がされていること、及び取締役・監査役としての職務執行にあたり必要となる情報が適切に提供されていることなど、概ね実効性を確保できていることが確認されました。一方、役員トレーニング、取締役会資料の配布時期、社外役員相互の情報交換や意見交換については、改善の余地があると認識しております。本評価結果を参考に、更なる取締役会の実効性向上を図ってまいります。

#### 【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

##### 補充原則4-14-2

取締役が必要な知識の習得及び役割と責務の理解ができるよう、適宜外部講習に参加できるよう支援しております。また、新任取締役及び監査役に対しては、新任役員向け講習会に参加し、役員に必要な知識向上を図っております。また、常勤監査役については、日本監査役協会が開催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加し、必要な知識の習得に努めております。

これらの取組みと併せて、専門家等を招いての社内講習会を適宜開催しております。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主や投資家の皆様を含むあらゆるステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報を継続的に開示することを基本とし、IR活動を通じて、当社の適正な評価と信頼を得ることを目的としています。

(1) 株主や投資家の皆様との対話については、管理担当役員が統括し、決算説明会をはじめとした様々な対話が可能となるよう積極的な対応を心掛けています。

(2) 経営企画・総務・財務・経理・法務部門等が有機的な連携を取りながら対応できる体制を整えており、各々の専門的見地に基づく意見交換を行っています。

(3) 半期に一度、決算情報、経営施策、経営方針について決算説明会を実施しています。また、当社HPに、ご意見やご質問をお寄せいただく窓口を設けています。

(4) 株主・投資家の皆様との対話内容は必要に応じて、管理担当役員を通じ取締役会等にフィードバックしています。

(5) 決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、各四半期の決算期末日より決算発表までの期間は沈黙期間と定めており、この期間中は、原則として決算に関連する情報の開示、質問に対するコメントは差し控えています。また、社内においては社内規定を定めてインサイダー情報の漏洩防止に努めています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,496,400	9.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,001,600	6.01
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,330,984	5.00
CKD持株会	2,881,633	4.32
住友生命保険相互会社	1,914,000	2.87
CKD協力企業投資会	1,642,010	2.46
株式会社三井住友銀行	1,581,257	2.37
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,502,832	2.26
第一生命保険株式会社	1,400,000	2.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,101,800	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場会社はありません。  
その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を及ぼす特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
浅井 紀子	学者													
植村 和正	学者													
Stefan Sacre	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

浅井 紀子			<p>&lt;選任理由&gt; 社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしていただいております。また、主に経済学博士及び大学教授としての高度な学術知識と、数多くの製造現場にて経営実態を分析されるなど豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。</p> <p>独立役員指定理由 同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
植村 和正			<p>&lt;選任理由&gt; 社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしていただいております。また、主に医学博士及び大学教授としての健康や医療に関する高度な学術知識と人材育成をはじめとする豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び健康経営を含む幅広い視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。</p> <p>独立役員指定理由 同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
Stefan Sacre			<p>&lt;選任理由&gt; 主に工学博士としての高度な学術知識と、国内外で製造業における経営者としての豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。</p> <p>独立役員指定理由 同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

委員長は委員の互選をもって選定しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

期末毎に会計監査人と監査役とで監査報告会を開催しております。  
毎月1回の定期連絡会を監査役、内部統制監査室とで開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林 公一	公認会計士													
澤泉 武	他の会社の出身者													
橋本 修三	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 公一			<選任理由> 公認会計士としての専門的な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 <独立役員指定理由> 他の会社の業務執行者を兼職しておりますが、当該会社と当社との間に取引関係はありません。従って、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
澤泉 武		澤泉武氏は、当社の主要な取引先であります株式会社三井住友銀行の出身者で、当社は同行から借入はありますが、退職後約18年が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。さらに、当社は複数の金融機関との取引を行っており、同行が保有する当社株式の割合は2%程度であることから、特段に同行に依存している状況にはありません。	<選任理由> 経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 <独立役員指定理由> 一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

橋本 修三		<選任理由> 弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 <独立役員指定理由> 一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	---

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明	
譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
取締役の報酬額を、有価証券報告書および事業報告において開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

### 【取締役の報酬に関する決定方針】

#### 1. 基本方針

- 企業価値向上への貢献意欲を高める制度とする
- 報酬の決定方法及び配分の妥当性を確保する
- 株式保有により株主と利害を共有できる制度とする

#### 2. 決定のプロセス及び内容

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとします。

また、取締役の報酬種類別割合については、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成としております。株主総会において承認された範囲内で、指名・報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定しております。2021年度からは、透明性をより高めるために、決定のプロセス及び内容は、独立社外役員を議長とする指名・報酬諮問委員会の答申に従うことといたします。

#### 【報酬の種類(構成割合)】

・基本報酬(30～70%程度)(注)

職責に応じて役位別に一定額とし、従業員給与の水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する

・業績連動報酬(20～40%程度)(注)

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の業績に基づく指標を反映した現金報酬とする目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ見直す賞与は役付役員以外を対象とし、個人別の目標達成度合いに

応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給する  
・譲渡制限付株式報酬(5~20%程度)(注)

株主総会において承認された範囲内で、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上への貢献意識を一層高めることを目的とする譲渡制限付株式とし、取締役が付与される株数については予め取締役会にて決議を得る譲渡制限が解除される時期は、取締役退任時とする  
(注)業績が著しく低下した場合は、業績連動報酬及び株式報酬がその範囲を下回ることがある。そのため基本報酬が制定の範囲を上回る場合がある。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

当社は取締役会事務局を設け、取締役会の開催前に審議・報告事項に関する資料を社外取締役・社外監査役を含む全役員に配布し、必要に応じて、補足説明を行うなど情報伝達をしております。また、定期的な取締役会に限らず重要な事項については、都度情報を伝達しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 現状の体制の概要

(a) 取締役会は原則毎月1回以上開催し、また、役員を中心に構成する経営会議を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図っております。急激な経営環境の変化に対応し、企業価値を継続的に高めていくためには、経営の迅速な意思決定が重要課題の一つであると認識しております。取締役会は法令で定められた事項の他、経営の基本方針、経営に関する重要事項を決定する機関であると位置付けております。

(b) 監査役制度を採用し、監査役会は、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。

(c) 月1回の事業報告会では、役員及び部門長出席のもとで、各事業本部の経営課題の討議、事業環境の分析、業務計画の進捗状況の報告などを通じて、情報を共有し経営判断に反映させております。

(d) 会計監査については有限責任監査法人トーマツと会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、公正不偏な会計監査をお願いしております。

(e) 2018年4月27日に、取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。指名・報酬諮問委員会の設置目的は、取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等について、決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るためのものです。また、委員の構成は、独立役員である社外取締役2名及び代表取締役1名の計3名で構成し、議長は独立役員である社外取締役とし、委員の互選をもって選定しております。

### (2) 監査役の機能強化に関する取り組み

監査役は、内部統制監査室、内部統制担当及び会計監査人と定期的及び必要の都度、情報交換を行うことにより連携を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役7名のうち社外取締役が3名、監査役4名のうち社外監査役が3名で構成され、独立社外役員6名とも独立役員であり、客観的立場による監督機能が十分に期待できる体制と考えております。また、6名の独立社外役員については企業の役員経験者2名、公認会計士1名、弁護士1名、大学教授2名から選任しており、それぞれの専門的知識・経験からの助言・監督が期待できる体制と考えております。業務執行、監査・監督の仕組みは、添付の体制図を参照ください。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の3週間前までに株主総会招集通知を発送しております。なお、発送日2日前にホームページや株式会社ICJの議決権行使プラットフォームに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日時にて株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使方法を採用し、パソコン、携帯電話及びスマートフォンによる行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知を作成し、発送日前にホームページや株式会社ICJの議決権行使プラットフォームに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIR基本方針を和文・英文で掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表後には、東京会場又はリモートによるオンラインでの決算説明会を開催しております。 また、証券会社主催のカンファレンスにも参加しており、ご要望に応じて個別面談及びリモートによるオンライン面談も実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスに参加しており、ご要望に応じて個別面談及びリモートによるオンライン面談も実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、プレスリリース、統合報告書等を、当社ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 IR室	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規程において、全てのステークホルダーとの関わりを大切にし、事業活動を通じて企業の責任を果たし、社会に貢献することを規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2021年4月1日付で、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」と、SDGs推進部門として「サステナビリティ推進部」を設置しており、環境への取り組みを一層強化していきます。 主な活動内容は、環境負荷低減商品の開発・拡販、環境汚染物質の削減、省エネ・省資源の推進などです。 環境負荷低減商品として高耐久機器(HP)と窒素ガス精製ユニット(NS)を開発し、2021年2月に愛知環境賞の最高位である金賞を受賞しました。また、再生可能エネルギーへの取り組みについては、太陽光発電システムの導入を実施しております。2019年6月からタイ工場、2020年7月から本社・小牧工場、さらに2020年11月から中国工場にて運用を開始しました。 今後も国内・海外工場へ計画的な導入を進め、CO2削減、環境保全への積極的な活動を展開していきます。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR基本方針を制定し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざして、株主・投資家の皆様との建設的な対話を積極的に進めていきます。適時および適切、公平な情報開示に努め、信頼いただける企業を目指していきます。
その他	当社は、「人材重視の企業風土」を経営理念の一つとして掲げており、「人材」を「人財」として企業の持続的な発展・成長のための重要な経営資源と位置付けています。今回、長期経営ビジョン「10年VISION」を見直し、社会の大きな変化を乗り越えて成長につなげるため、「人材重視の企業風土を構築」を基本方針に組み入れました。会社をより良く運営していくために、最も人材が大切であると考え、次世代リーダー、グローバル人材に加え、デジタル人材も計画的に育成し、全ての社員が活躍できる環境としくみを整えて、社員のエンゲージメントを高めるための職場づくりを重点化してまいります。また、性別・国籍・年齢に関係なく多様な人材を活かすダイバーシティを推進していきます。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 企業の社会的責任を果たすため行動規準を定め、関係する法令等については規程を整備して、コンプライアンスを徹底します。
  - b. 反社会的勢力とは一切関係をもたず、組織として毅然とした対応をします。
  - c. 通報窓口を設置し、法令等の違反を防止・是正する体制を整備します。
  - d. 役員指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名・報酬諮問委員会を設置しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
稟議決裁書類、各種会議体の議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理については、全社員の法令順守の意識を高めるとともに、全社的なリスク管理を推進する本社のリスク管理部門(総務部、デジタル戦略部、内部統制監査室)を中心として、各事業本部におけるリスク管理部門が連携してその徹底を図ります。  
また、益々複雑化するリスクに対する的確かつ迅速に対応するため、リスクを社内横断的に管理する組織として取締役会の下に設置したリスク管理委員会が全社リスク管理の整備に関する事項について審議決定を行います。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、役員を中心に構成する経営会議を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図ります。  
各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する事業報告会を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させることとします。  
また、執行役員制度の導入により、従来の取締役会が有していた経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役員数を削減することによって、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への権限委譲と責任の明確化により機動的な業務執行を行います。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営上の重要事項等に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告が行われる体制を整備します。
  - b. 行動規準、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。
  - c. 子会社についても当社経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保します。また、国内、海外の子会社管理規程を定め、子会社経営の効率化を推進します。
  - d. 当社グループ全体に適用する行動規準を定めるほか、子会社の実態を適切に把握し、必要な助言、指導を行い、コンプライアンスを徹底します。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
必要に応じて監査役がその職務の補助をすべき専従の使用人を置くこととし、監査役の指示による調査の権限を認めます。その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとします。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。  
報告・情報提供としての主なものは次のとおりです。
  - ・経営状況及び事業の遂行状況
  - ・当社グループの内部統制システムの整備に関する部門の活動状況
  - ・当社グループの子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
  - ・当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容また、使用人が監査役への報告及び情報提供したことを理由として、その使用人に対して、不利な取扱いを行いません。
8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制  
当社グループの監査体制の実効性を高めるため、内部統制監査室を設置し、監査役、会計監査人及び内部統制監査室が情報交換を行う機会を確保します。また、監査役は、必要に応じて法律・会計等の外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担するものとします。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社内規程に定めた行動規準において、反社会的勢力とは一切関係をもたず、不当な誘引や強迫に対しては拒絶することを規定しており、行動規準マニュアルを全社員に配付するなどにより周知徹底しております。反社会的勢力への対応は総務部が統括部門となり、警察、企業防衛対策協議会、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携をとっております。また、購買取引先に対して、反社会的勢力排除に関する覚書を締結し、反社会的勢力との関係の排除を徹底しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

#### 1. 適時開示方針

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供を行います。

#### 2. 情報開示の社内体制

当社の適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。

なお、開示内容は、東京証券取引所のTDnetにて行うとともに、当社ホームページ(ニュース・更新情報を含む)にも掲載いたします。

##### (1) 決定事実

開示を要する決定事実は、原則として取締役会で決議されます。取締役会に付議される事項は総務部(情報取扱責任者)が集約し、開示の内容、時期、方法等の検討を行い、取締役会の決議後、速やかに開示を行います。

##### (2) 発生事実

開示を要する発生事実は、情報開示委員会にて、開示の内容、時期、方法等の検討を行い、代表取締役社長の承認を得て速やかに開示を行います。

##### (3) 決算情報

決算情報は、原則として取締役会で決議されます。経理部が開示資料を作成し、取締役会の決議後、速やかに開示を行います。

# コーポレート・ガバナンス体制図

